

(様式1-1号 別紙3)

農地所有適格法人の要件に係る事項

1 事業の状況

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業以外の事業の内容
	農畜産物名	関連事業等の内容	
現在	ねぎ	農作業の受託	
	ブロッコリー	農産物の販売	
	ほうれん草		
権利取得後	ねぎ	農作業の受託	
	ブロッコリー	農産物の販売	
	ほうれん草	農産物の販売加工	

(2) 事業の実施状況及び事業計画

年度	農業	左記農業以外の事業
3年前(実績)	20,000,000 円	
2年前(実績)	20,000,000 円	
1年前(実績)	30,000,000 円	
申請日の属する年 (実績又は見込)	31,000,000 円	
2年目(見込)	32,000,000 円	
3年目(見込)	33,000,000 円	

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（農事組合法人の組員、株式会社又は持分会社については、農地の権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、基盤強化法による関連事業者、投資円滑化法による承認会社）

氏名・名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				備考 (農業関係者となる理由)
			在留資格又は特別永住者	株主総会 種類株式総会	法人への農地等の権利設定・移転 権利の種類	面積(m ²)	年間農業従事日数 前年実績	見込	
県庁 太郎	南北町大字南北2345	日本		500	所有権 賃借権	4,000 3,500	300	300	イ、ニ、ホ 中間管理機構
広島 三郎	南北町大字南北3456	日本		400	使用貸借権	3,000	150	200	ロ、ホ
基町 一郎	南北町大字南西4567	日本		300	使用貸借権	2,000	151	200	ニ、ホ 中間管理機構
大手町 花子	南北町大字北東5678	日本		250	使用貸借権	1,000	60	100	ロ
北東 三郎	南北町大字南東326	日本		150	所有権	2,500	70	60	イ
川西 花代				50					ヘ(耕起、播種)
畑 耕作				50					ヘ(耕起、播種、収穫)

※「住所又は主たる事務所の所在地」「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人に所有権を移転しようとする場合に、総議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者についてのみ記載してください（（2）についても同じ）。用語の定義については、様式第1号の1 甲号の記載注意参照。

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名・名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	
				株式総会	種類株式総会
株式会社 大手スーパー	中央市東1丁目2-3	日本		300	

※農事組合法人については、記載不要

(3) 議決権の状況

区 分	議決権の数		議決権の割合(%)	
	株式総会	種類株式総会	株式総会	種類株式総会
法人の議決権の総数	2,000		100	
(1)の構成員の議決権の数	1,700		85	
(2)の構成員の議決権の数	300		15	

※農事組合法人については、記載不要

3 理事等及び重要使用人の状況

(1) 理事等の農業(労務管理や市場開拓等も含む)・農作業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	構成員	役職	年間農業従事日数			
						前年実績		うち農作業従事日数	
						前年実績	見込	前年実績	見込
県庁 太郎	南北町大字南北2345	日本		○	代表取締役	300	300	60	80
広島 三郎	南北町大字南北3456	日本		○	取締役	150	200	60	100
基町 一郎	南北町大字南西4567	日本		○	取締役	151	200	60	100

※「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人が所有権を取得しようとする場合にのみ記載してください。

(2) 法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人の農作業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	年間農作業従事日数			
					前年実績		うち農作業従事日数	
					前年実績	見込	前年実績	見込

※(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください(「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人が所有権を取得しようとする者についてのみ記載してください)

(3) 農作業への従事状況

該当する期間を「←→」で示して、年間農業従事日数を記載してください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人が農業を行う期間			←									→
	年 日											
うち必要な農作業の期間			←							→		
	年 日											
(1)(2)の者が農作業に常時従事する期間(前年実績)												
県庁 太郎			←			→						
	年 60 日											
広島 三郎			←	→					←	→		
	年 60 日											
基町 一郎						←		→				
	年 60 日											
(許可後の見込み)												
県庁 太郎			←			→						
	年 80 日											
広島 三郎			←							→		
	年 100 日											
基町 一郎			←							→		
	年 100 日											

(様式1-1号 別紙3)

★記載注意

- 1 (1) 「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。

いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

「関連事業等」とは、次の事業をいう。

ア 耕作又は養畜の事業に関連する次の事業

(ア) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

(イ) 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

(ウ) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

(エ) 農業生産に必要な資材の製造

(オ) 農作業の受託

(カ) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等、農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(キ) 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

イ 農業と併せ行う林業

ウ 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業（以下「耕作等の事業」という。）に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。

- (2) 「農業」欄には、法人の行う耕作等の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業以外の事業」欄に記載する。

「1年前（実績）」から「3年前（実績）」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高を、許可申請日を含む年度の前年度から3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、申請日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。

- 2 「構成員全ての状況」は、(1) 農業関係者と、(2) それ以外の者に分けて記載する。

(1) の農業関係者とは、株式会社（特例有限会社を含む。以下同じ）又は持分会社において、農地法第2条第3項第2号のイからチ、農業経営基盤強化促進法第14条の2第1項に規定する関連事業者（以下「関連事業者」という。）又は農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）のいずれかに該当する者をいう。

農事組合法人については、組員を農業関係者として記載する。

「議決権の数」欄には、その構成員の有する議決権の数を記載する。

「法人への農地等の権利設定・移転」は、法人が農地中間管理機構から使用貸借権又は賃借権の設定を受けている場合、構成員が当該農地の使用貸借権又は賃借権を農地中間管理機構に設定している場合も記載する（その場合は、備考欄にその旨を注記する）ものとし、法人に直接権利の設定・移転している農地と区分して記載（二段書き）する。

「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、許可申請の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う耕作等の事業及び関連事業等（以下「農業」という。）に係る構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

備考欄に、「農業関係者となる事由」として、構成員が農地法第2条第3項第2号のイからチに該当する場合、又は関連事業者若しくは承認会社に該当する場合は、次表のように記載する（(1)の農業関係者は、必ずいずれかに該当するので、空欄は不可。該当しない者は、(2)の農業関係者以外となる。）。

「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載する。

農業関係者となる事由		記載
農事組合法人の組合員		組合員
株式会社 (特例有限会社を含む) 又は持分会社	その法人に農地の所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)を移転した個人	イ
	その法人に農地を貸している(使用収益権に基づく使用及び収益をさせている)個人	ロ
	その法人に使用及び収益をさせるため農地の権利移転について農地法第3条許可を申請している個人	ハ
	その法人に農地中間管理機構を介して、農地を貸し付けている個人(個人が農地中間管理機構に使用貸借権又は賃借権を設定し、農地中間管理機構が法人に対し使用貸借権又は賃借権を設定している場合の当該個人をいう)。	ニ
	その法人の行う農業に常時従事する者	ホ
	その法人に農作業(基幹的作業)の委託を行っている個人	ヘ
	農地中間管理機構	ト
	地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会	チ
	農業経営基盤強化促進法第14条の2第1項に規定する関連事業者(当該法人から法人の農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は法人の農業経営の円滑化に寄与する者	関連事業者
	農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社	承認会社

- ・複数の事由に該当する場合は併記すること(例:当該法人に直接貸している農地と、中間管理機構を介して貸している農地の両方がある場合は「ロ、ニ」とする。)
- ・への、法人に農作業の委託を行っている個人については、農作業委託の内容を記載すること。

3 (1) 「理事等」とは、農事組合法人では理事、株式会社では取締役、持分会社では業務を執行する社員のことをいい、「住所」欄には、業務執行役員が生活の本拠としている場所を記載する。

「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人が所有権を取得しようとする場合にのみ記載する。

「構成員」欄には、当該理事等がその法人の構成員である場合に「○」を記載する。

「年間農業従事日数」の「前年実績」欄には、許可申請の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

「うち農作業従事日数」の「前年実績」欄には、許可申請の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

(2) 「重要使用人」とは、法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。

使用人については、(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載する(記載する場合も、「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人が所有権を取得しようとする場合にのみ記載)。

「年間農業従事日数」及び「うち農作業従事日数」については、(1)と同じ。

(3) (1)で農作業への常時従事があると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況を記載する。

「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあること。